

「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」に対する意見募集 提出された意見の概要と総務省の考え方

項	目	意見概要	総務省の考え方	意見提出者
1 電波利用料の予算規模等について	地デジ経費を含め既存使途の歳出の効率化	既存使途の歳出の効率化について賛成。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、NHK、NTT西日本(株)、イーモバイル(株)、(株)エヌ・ティ・エス、関西テレビ放送(株)、(株)マルチメディア放送、スカパーJSAT(株)、NTT東日本(株)
		電波利用料について、3年毎の見直しにこだわらず、継続的に見直しを行うべき。	電波法では、少なくとも3年毎に見直し・検討する旨規定されておりますが、これまでも状況に応じてそれよりも短い期間での見直しも行ってまいりました。今後とも適宜適切に見直しを行ってまいります。	関西テレビ放送(株)
		歳出増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り予算規模の縮減に努めるべき。	既存使途の歳出の効率化を図るとともに、電波利用ニーズの急速な拡大・多様化に適切に対応していくことが必要であると認識しています。ご意見は、今後、具体的な検討を進めていくに当たり、参考とさせていただきます。	(株)TBSラジオ・コミュニケーションズ、テレビ朝日(株)、(株)TBSテレビ
		極力歳出の抑制に努め、現行の規模を維持すべき。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	UDコミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・エス、(株)電子情報技術産業協会、KDDI(株)、(株)情報通信ネットワーク産業協会、(株)FM東京
		地デジ移行対策経費が年間100億円程度増額する根拠が不明確。	2011年7月のアナログ放送の終了を迎えるにあたり相談体制の強化や、低所得世帯への受信機器支援等、視聴者の方が地デジを受信するための支援策の集中的な実施が必要となります。このため、地デジ移行対策経費については、次期料額の適用期間中は後年度負担分を含め、今年度よりも約100億円程度多い約340億円程度の負担が想定されております。	個人
	歳入と歳出の差額について	歳入と歳出の差額が生じないようにすることに賛成。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、NTT西日本(株)、テレビ朝日(株)、イーモバイル(株)、関西テレビ放送(株)、(株)情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT(株)、NTT東日本(株)
		地上デジタル放送への移行完了後は当該分の事業経費を減額した規模で運用されるべき。	地デジ移行対策経費は、国庫債務負担行為により必要な予算を確保しており、次期料額の適用期間中は後年度負担が発生することになります。その経費も含め、電波利用ニーズの急速な拡大・多様化に適切に対応するために必要な事業規模を確保することが必要と考えます。	(株)福岡防災無線協会、(株)秋田放送、(株)電子情報技術産業協会
		歳入が歳出を上回る場合には、還付や料額の減額などの形で納付者に還元すべき。	まずは平成23年度以降は歳入と歳出の差額が生じないようにすることが必要であると認識しています。その上で、必要が生じた場合には、適宜適切に料額の見直しも含めた検討を行うことになると考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、KDDI(株)、日本テレビ放送網(株)

2 電波利用料の使途について	(1) 周波数再編の促進	携帯電話等のトラフィック増大等に対処するために新たな支援スキームを導入することに賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	朝日放送(株)、イーモバイル(株)、(株)文化放送、(株)エフエフエフエ、(株)ニッポン放送、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)情報通信ネットワーク産業協会
		新たな支援スキームとして、再編対象の無線設備の未償却残高、新たな無線線の構築に対する補助を導入すべき。	現在、総務省で開催している「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の検討状況等も踏まえつつ、今後、支援内容の具体的な検討を進めていくに当たり、参考とさせていただきます。	NTT東日本(株)、(株)ニッポン放送
		周波数再編促進の支援スキームの検討は、予算規模の肥大化につながる恐れがあるため、関係者の意見を充分聴取して慎重に進めるべき。		札幌テレビ放送(株)、朝日放送(株)、(株)情報通信ネットワーク産業協会、讀賣テレビ放送(株)
	(2) 電波の共同利用の促進	電波の共同利用を促進するための施策を実施することに賛成である。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	朝日放送(株)、(株)エヌ・ティ・エス、KDDI(株)、(株)情報通信ネットワーク産業協会
		ホワイトスペースの活用にあたっては、混信回避のためのシステム構築に必要な調査・開発費等を使用すべき。	ホワイトスペースを活用するためには、研究開発、技術試験事務の推進、電波の利用状況の情報提供が必要と考えます。ご意見は今後具体的にこれらの検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。	テレビ朝日(株)
		使途拡大のおそれがあることから、使途はホワイトスペースの活用のための研究開発に限定し、特区等の事業運営等の費用に充当すべきではない。		ソフトバンクモバイル(株)
	(3) 研究開発、実証実験、国際標準化の推進	ホワイトスペースを活用する受益者の負担をまず考えるべき。事業仕分けをして本年度より歳出を1割以上削減すべき。	ホワイトスペースを活用するためには、電波の利用状況の情報提供、研究開発等の推進が必要と考えます。ご意見は今後具体的にこれらの検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。	個人
		電波の公平かつ効率的な利用確保の観点及び電波技術に関する国際競争力確保の観点から、重点的に行うべき。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	朝日放送(株)、NTT東日本(株)、NTT西日本(株)、KDDI(株)、(株)情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT(株)
		研究開発、実証実験、国際標準化の推進は、次世代に向けても重要なものと認識しているが、従前通り精査を行いおおよそ5年以内の実現可能なものに絞って取り組むべき。	ご指摘の点は電波法に規定されておりますので引き続き制度に沿った形で施策を進めてまいります。	イーモバイル(株)
	2 電波利用料の使途について	モバイル分野のトラフィックの増大に対し、電波資源の拡大と周波数有効利用率の向上のため、長期的な視野に立った研究開発が重要であり、対象となる技術を拡張することが必要。	電波法においては、周波数を効率的に利用する技術等として概ね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発を促進して規定しているところです。ご指摘の長期的な視野に立った研究開発については、電波利用料により実施することが適当かどうか十分な検討を行うことが必要であると考えます。	(株)エヌ・ティ・エス
		一般会計予算と電波利用料予算で実施すべき事業を明確に整理し、後者の使途及び運用に関しては透明性を確保すべき。	電波利用料で実施できる事務は、電波法に規定されております(第103条の2第4項)。また、各事務の実施状況についても毎年公表しておりますが、ご指摘の趣旨は今後とも留意してまいります。	(株)電子情報技術産業協会、関西テレビ放送(株)
		歳出の効率化を図るため、不法・違法局の出現を未然に防止するための施策を検討すべき。	ご意見は今後の電波行政の推進に当たり、参考とさせていただきます。	KDDI(株)
	2011年7月の完全デジタル化以降もデジタル混信対策や暫定的な衛星利用による難視聴対策、辺地共聴施設の改修等の受信施設への支援が必要なことや廃止となるアナログ中継局の撤去なども生じることから、2011年度以降も同対策を継続する必要がある。	地デジ移行対策については、2011年7月以降も、ご示唆のとおりデジタル混信対策や辺地共聴施設の改修補助等、いくつかの対策は引き続き実施していくことを想定しております。	テレビ朝日(株)	

(4)その他の意見	地上放送のデジタル化は国策であり、その受益者は国民全体であることから、「地上デジタル放送総合対策」は使途として適切であり、これまでどおり十分な予算が確保されるよう要望する。	地上デジタル放送への移行対策につきましては、無線局全体の受益となることから、電波利用料財源で実施しているものです。所要の予算を確保するとともに、他の施策と同様、歳出の効率化にも努めてまいりたいと考えております。	(株)TBSテレビ
	「光の道」整備のため大きな役割を果たすと考えられるワイヤレス・ブロードバンドの普及のため、そのエリア整備に電波利用料を活用して頂きたい。	ご意見は今後の詳細検討に当たり、参考とさせていただきます。	UQコミュニケーションズ(株)
	平成23年7月の地上デジタル放送完全移行後に展開する「207.5MHz以上222MHz以下の周波数帯域における携帯端末向けマルチメディア放送」について、電波資源の有効利用の観点からその認定事業者が事業を遅滞なく開始できるように、地上デジタル放送総合対策として以下のとおり環境整備を実施していただきたい。	ご意見として承りますが、ご示唆の施策は、地上デジタル放送への移行施策のひとつと見なすことは困難であると考えます。	(株)マルチメディア放送
	都市部で受信状態の悪い中波ラジオについては、電波利用料を使用して、難聴取消等のために整備事業を行うことを検討すべき。	ご意見は今後の電波行政の推進に当たり、参考とさせていただきます。	朝日放送(株)
	「周波数再編の促進」や「電波の共同利用の促進」に関しては、TV等の受信・共聴設備と新たな周波数を利用する移動通信システム等との間に係る干渉対策等についても使途の範囲とすべき。	ご意見は今後の電波行政の推進に当たり、参考とさせていただきます。	KDDI(株)
	条件不利地域の地上デジタル放送の電波カバーのために、携帯電話エリアの格差是正と同様に一定期間の支援を要望する。	地上デジタル放送への移行対策のひとつとして、条件不利地域におけるデジタル放送中継局設置支援を実施しております。	日本テレビ放送網(株)
	電波の共同利用の促進については、環境整備のために必要な研究開発を実施するという電波利用料の使途の観点に加え、料額の算定においても、共同利用の促進に資する無線局からの徴収額を減じる等の負担軽減化により、一層の促進を図ることも有効。	周波数を複数の無線システムで共用している場合は、電波利用料の料額算定において、一定の配慮をしております。ご意見は今後の詳細検討に当たり、参考とさせていただきます。	スカパーJSAT(株)
電波の安全性に関する調査研究と成果の公表については、国が主体となり継続して行うべき。	電波の人体等への影響に関する調査については、電波法に使途として規定されており、今後も継続して実施すべきと考えます。また、各事務の実施状況についても毎年公表しているところです。	KDDI(株)	
電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することは不適当。	総務省としては、関係者ヒアリング等を踏まえてとりまとめられた専門調査会の結論である基本方針案を尊重し、電波の経済的価値を一層反映させる観点から、使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することが適当と考えます。	札幌テレビ放送(株)、NHK、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、東海テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、中京テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(社)民間放送連盟	
使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することにより、料額が大幅増加となる場合には、遊楽緩和の措置を講じるべき。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	イーモバイル(株)、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(社)民間放送連盟、関西テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、スカパーJSAT(株)、中部日本放送(株)	
電波の経済的価値を反映させるという基本方針に賛成。		(株)ウィルコム、KDDI(株)	

(1)電波の経済的価値の一層の反映	使用帯域幅に応じた負担部分の拡大は、料額が大幅に増加しないことが大前提。		テレビ朝日(株)
	電波の経済的価値の反映という考え方については、一定の理解はできるものの、電波利用の目的は多種多様であり、慎重かつ十分な検討と国民的な理解が必要と考える。		(社)電子情報技術産業協会
	事業規模の大きい事業者の負担が軽減され、それが零細な事業者に転嫁されるべきではない。		個人、イーモバイル(株)
	経済的価値の反映方法として、「3GHz～6GHz以下」と「～3GHz以下」の区分に加え、1GHzを新たな閾値として、料額算定すべき。	総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	イーモバイル(株)
	他システムとの干渉問題で運用制限がかかっている周波数帯については、その経済価値を勘案して減免措置の適用を希望。		(株)ウィルコム
	無線局の混雑度については、3GHz以下と3GHz超6GHz以下との比が10:1とあるが、3:1を採用すべき。		ソフトバンクモバイル(株)
(2)無線局毎の料額体系の簡素化	地方自治体や組合が設置するギャップファイラーの料額は低廉化すべき。		岩手県、岩手県一戸町、岩手県一関市、岩手県釜石市、テレビ朝日(株)
	無線局数で按分して負担する部分について、無線局数での均等割する方針に賛成。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	JSAT MOBILE Communication(株)、NHK、イーモバイル(株)、(株)エヌ・ティ・エス、KDDI(株)
	WiMAX方式については、SIM方式と同様に、無線局単位でなく契約単位で電波利用料を賦課すべき。	今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	UQコミュニケーションズ(株)
	マルチメディア放送(V-Low/High)にも放送と同様の特性係数を適用すべき。	マルチメディア放送については、他の免許人以上に多額の費用を要する地上デジタル放送移行対策の受益に対する負担を行うことが適当であることから、基本的に新たに特性係数の適用を行わないことが適当であると考えます。	札幌テレビ放送(株)、(株)FM大阪、朝日放送(株)、(株)FM東京、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)TBSテレビ、(株)ニッポン放送、(株)東海テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、中京テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、中部日本放送(株)
	現在適用している特性係数を基本的に維持するとの方針には賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	札幌テレビ放送(株)、(株)FM大阪、電気事業連合会、朝日放送(株)、NHK、(株)FM東京、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)テレビ朝日(株)、(株)テレビ東京、(株)文化放送、(株)TBSテレビ、(社)民間放送連盟、(株)関西テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、中京テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、中部日本放送(株)
	中期的な特性係数の見直しにあたっては、関係者の意見を充分踏まえ、慎重に議論すべき。	ご指摘のとおり、特性係数の見直しについて検討を行う際には、関係者の方々の意見を十分に踏まえ慎重に議論することが重要であるとと考えています。	テレビ朝日(株)、(株)テレビ東京、(株)文化放送、(株)TBSテレビ、関西テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)
	完全デジタル化移行により、地上テレビ放送の使用帯域幅は減少するので、負担額は大幅な減額となるべき。	ご意見のとおり地上テレビ放送の使用帯域幅は、次期料額の適用期間中に漸減いたします。一方で、電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大することとなります。電波利用料の料額は、これらの要因を踏まえて決定されるものとご理解いただければと存じます。	札幌テレビ放送(株)、テレビ朝日(株)、中京テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)
	マルチメディア放送(V-Low帯)については、制度整備を踏まえた上で公共性の度合いを勘案し、特性係数導入の必要性を判断すべき。		(株)文化放送
	事業立ち上げ時期における電波利用料の負担軽減措置の導入を希望。	総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	札幌テレビ放送(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、UQコミュニケーションズ(株)、(株)ニッポン放送、マルチメディア放送、マイアロジック(株)企画
災害対策用、ルーラル地域で利用する無線局に対する減免措置を含め、現行の利用料額の据え置きを希望。		NTT東日本(株)、NTT西日本(株)	

3 電波利用料の料額について	携帯事業者、放送事業者の負担の比較にあたっては、テレビ受信機が無線局ではなく電波利用料が課されていないといった構造的違いを考慮すべき。	総務省では、基本方針を十分に踏まえ、今後、中期的に特性係数の見直しについて検討する予定です。その際に参考にさせていただきます。	(株)TBSテレビ、日本テレビ放送網(株)、中部日本放送(株)、中京テレビ放送(株)
	特性係数の中期的な見直しに当たっては、衛星システム特有の技術的特性を考慮すべき。		スカパーJSAT(株)
	特性係数を中期的に見直していくことについて賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	(株)エヌ・ティ・ティ・コム、KDDI(株)
	放送に適用されている特性係数は早期に見直し検討を行い、廃止すべき。	総務省では、基本方針を十分に踏まえ、今後、中期的に特性係数の見直しについて検討する予定です。その際に参考にさせていただきます。	イーモバイル(株)
	ラジオ局については、厳しい経営状況を考慮した料額設定とされるべき。		(株)FM大阪、(株)FM東京
	非常通報用無線について、減免措置を設けるべき。		(社)東京防犯無線協会、(社)福岡防犯無線協会、(社)京都防犯無線協会
	地デジ化による空き周波数帯での新たな利用料収入が想定されるので、既存事業者の負担はその分軽減されるべき。	総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	個人
	大都市を放送対象地域とする県域放送局を中京広域圏、近畿広域圏の広域放送局と同等に扱うことは公平視に欠けている。		東京エロロポリアンテレビジョン(株)
	ホワイトスペースについては無線局数で按分して負担する部分のみ徴収していますが、現時点でその料額の考え方を確定することは時期尚早であり、当面は、同様な無線局の種類や利用形態に合わせて料額を定め徴収することが適当である。将来的には、電波利用料の使途に加えたホワイトスペースの活用を図るために必要な施策の実施のための経費の負担割合は、ホワイトスペース利用局に重み付けし削減の検討も必要。	ホワイトスペースを活用する無線局については、基本方針案にあるとおり、狭小エリアや閉空間等での利用が想定されること等を考慮して、無線局数で按分して負担する部分のみを徴収することとしたものです。料額につきましては、他の無線局と同様、今後の普及状況等を踏まえつつ、適時適切に見直してまいります。	テレビ朝日(株)
	「ホワイトスペースについては、(中略)無線局数で按分して負担する部分(b群相当部分)のみを徴収」という方針について賛同。同様の観点から、他の無線システムと同一の周波数帯域を共用している無線システムにおける無線局が、共用している他の無線システムへの電波干渉を与えないこと等を条件に免許を得ている場合においても、当該無線局(あるいは、そうした条件を付された帯域相当分)からはb群相当部分のみを徴収する等の措置を講じることが電波の有効利用に資すると考える。		スカパーJSAT(株)
b群の比率の低減は電波全体の安全運用に関わる電波利用公益事務の質の低下をまねくか、全体の予算規模の増加に繋がること懸念される。現在の電波利用料負担の割合を変更する合理的理由を明確にすべき。	総務省としては、関係者ヒアリング等を踏まえてとりまとめられた専門調査会の結論である基本方針案を尊重し、電波の経済的価値を一層反映させる観点から、使用帯域幅に応じた負担部分を拡充することが適当と考えます。基本方針案にもありますとおり、既存使途の歳出の効率化に努めることで予算規模の増加を極力抑えるとともに、電波利用公益事務の質の低下をまねくことがないよう努めてまいります。	(株)文化放送	
既にサービス停止日まで定め、その期日を利用者に通知しているシステムについては、負担拡大はそのままサービス停止日の前倒しを余儀なくされることとなり、利用者に大きな迷惑をかけることとなる。したがって、こうした無線システムに対する負担拡大については適用除外として頂きたい。	ご意見は、今後の詳細検討に当たり、参考とさせていただきます。	(財)日本移動通信システム協会	
特性係数は法令化されておらず、位置付けが曖昧のまま適用されていますが、この位置付けを明確にした上で、適用の基準を明確にし、法令化した上で適用すべき。	電波利用料は、料額そのものが電波法に規定されております。その料額を改定するにあたっては、特性係数の適用方法等も含めた算定方針を事前に公表し、パブリックコメントの募集も行ってまいります。今後とも、ご意見の趣旨を尊重しつつ、料額算定にあたっての考え方を明確化してまいります。	ソフトバンクモバイル(株)	

(4) その他の意見

(1) 電波利用料の性格	ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料(a群)及び無線局利用料(b群)の応分の負担をするべきである。ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数など電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべき。	ホワイトスペースを活用する無線局については、基本方針案にあるとおり、狭小エリアや閉空間等での利用が想定されており、概ね都道府県規模以上の範囲を想定した地域係数の適用は困難と考えます。ご意見は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	ソフトバンクモバイル(株)
	現在のa群とb群の振り分け比率は、使途の比率(電波利用公益事務ごとの性格での配分)を反映させているため、合理性があり持続させるべきと考える。その振り分け比率を変えれば、より高い合理性が求められる。従って、「電波の経済的価値を一層反映させるため」の合理性が、現在の「使途の比率の反映」の合理性を上回る論理的根拠を示すべき。	電波利用公益事務ごとの性格に基づいて、その費用をa群、b群に振り分ける、という基本的な考え方を変更することは想定しておりません。次期料額の適用期間中の電波利用公益事務については、a群に振り分けられる電波の経済的価値の向上につながる事務の費用がこれまでよりも多くなる見込んでいるものです。	中部日本放送(株)
	航空機に搭載される無線局について、経済的価値の勘案対象からの除外もしくは負担幅を最小限にとどめる配慮をすべき。	総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	定期航空協会
	現在の制度を引き続き維持することに賛同。	基本方針案にご賛同いただいたものと考えます。	NTT東日本(株)、NTT西日本(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・コム、KDDI(株)、(社)情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT(株)
	世間の常識を外れたTVタレント出演料や、TV局職員の給与が高い携帯電話通話料で補って埋められている現在の制度は改めるべき。	電波利用料は、無線局全体の受益となる事務にかかる負担を免許人等全体で負担するための制度です。個別の免許人から免許人への補てん等を目的とした制度ではないことをご理解頂ければと存じます。	日出ハイテック(株)
	免許の要否や周波数共用の有無、徴収の容易度等にかかわらず、電波利用環境が整備されている受益に対する負担をすべき。	ご意見として承ります。総務省では、今後、基本方針を十分に踏まえ、新料額の具体的な検討を行っていく予定です。その際に参考にさせていただきます。	KDDI(株)
	課税対象を安易に拡大すべきではない。免許不要局は引き続き徴収の対象とすべきでない。		(社)電子情報技術産業協会、(社)情報通信ネットワーク産業協会
	最低、最高の枠を持たせたオークション制度を採用すべき。		日出ハイテック(株)
	オークションは、経済力のある者が電波を得ることになりかねず、また、事業立ち上げに支障を来し、真の意味で電波の有効利用につながるか疑問であり、行うべきでない。		個人
	高額入札による経営基盤悪化が懸念され、ICT国際競争力強化にも影響を及ぼす可能性があるため、オークションは導入すべきでない。		札幌テレビ放送(株)
オークションを導入すれば、先行事業者の電波利用料も高騰する可能性が高く、それにより、国民にとって放送の内容が質しくなったり、負担が増大したりするのであれば、放送に電波を割り当てている目的から逸脱する。また、諸外国では事業を維持できなくなるケースもある。落札事業者は、コストを利用者である国民に転嫁するため、国民の負担が増大することから反対。	オークションの導入について本格的な議論を行う際には、ご指摘の点も参考とし、オークション導入の必要性・合理性を目的・効果に照らして検証していきます。	朝日放送(株)	
一部の資本による情報の寡占の可能性を孕み、必ずしも消費者メリットにつながるとは言えないこと、強い公共性や社会的役割などが求められる放送には市場原理優先のオークションはなじまないことから、放送へのオークション導入は行うべきでない。		(株)文化放送、(株)TBSテレビ、関西テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)TBSラジオエニケーションズ	
非逼迫地域で使用する無線局は、電波の利用の程度が低いことから、オークションは適当でない。		NTT東日本(株)	
マイクロ無線方式などは、インフラの利用であり、周波数共用が可能であることから、オークションにはそぐわない。		NTT西日本(株)	
衛星通信システムに用いる電波については国際的な調整結果により利用条件が変化する場合があります。国が利用可能権を長期間にわたり保証することは困難であることから、衛星通信システムへのオークション導入に反対。		スカパーJSAT(株)	
既存サービスについては、免許更新等の都度オークションを実施すれば、料金的大幅上昇やサービス中断の恐れがあり、オークションに馴染まない。(なお、新規の周波数帯への導入については、過度な競争を招くことにより利用者への悪影響等を与えかねないことを踏まえ、慎重に検討すべき。)		JSAT MOBILE Communication(株)、スカパーJSAT(株)	

4 その他	(2)オークション	オークション導入の検討においては、慎重な(十分な、適切な)議論を要する。	オークション導入の検討においては、ご指摘の点も参考とし、十分な議論を行ってまいります。	(株)FM大阪、(株)FM東京、NTT西日本(株)、テレビ朝日(株)、UQコミュニケーションズ(株)、関西テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送	
		免許人に新たな負担を課し、また、入札額の高騰により利用者負担の増加、サービス高度化の遅れ、安定した事業継続が困難になること等が懸念されることから、オークションの必要性・合理性について幅広い議論が必要。		(株)エヌ・ティ・ティ・コム	
		オークションは、周波数割当手続きの透明化が期待されるが、入札額の高騰により、サービス高度化の遅れ、ユーザー負担の増加、周波数の市場取引を引き起こす懸念等があることから、幅広い議論が必要と考える。		(株)マルチメディア放送	
		現行電波利用料制度との関係を明確化し、電波利用コストが電波利用サービスのコストになることを示した上で国民の意見を傾聴しながら、慎重に議論することが肝要。		KDDI(株)	
		事業者間の公平な競争環境・新規参入が阻害されたり、地デジ移行後の空きスペースやホワイトスペース活用に伴う新サービス・新産業・雇用の創出を妨げられる懸念があり、慎重に検討すべき。		(社)情報通信ネットワーク産業協会	
		オークションの議論については、導入の目的・必要性の明確化に加え、現行電波利用料との関係や電波を利用する権利又は権限が財産権の対象となるか等を予め整理すべき。		イーモバイル(株)	
		オークションの導入に関する検討は、その審議過程を明らかにすべき。		オークションの導入の検討にあたっては、その審議の透明性を確保すべきと考えています。	(株)ニッポン放送
		オークションには慎重・反対の意見が多く、「オークション導入は十分検討に値するもの」との基本方針案に反対(あるいは、唐突感を覚える等。)		電波の公平かつ能率的な利用や免許手続きの透明性の確保の必要性がますます高まっていること、諸外国におけるオークションの導入状況等を踏まえれば、オークション導入について議論を避けることなく検討を行うことが必要であると考えています。	(株)FM大阪、(株)FM東京、テレビ朝日(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)、(社)民間放送連盟
意見公募や公開ヒアリングでは、オークション導入について否定的な意見が多かったが、基本方針案では「検討に値する」と肯定的に評価されている。多数意見と異なる方針を取りまとめるのであれば、その審議過程や理由を国民に対して説明し、理解を得ることが不可欠。	オークションの導入の検討の必要性については、電波利用料制度に関する専門調査会のこれまでの審議において構成員から発言があったこととあり、意見公募や公開ヒアリングで出された意見も参考とした上で、基本方針案において、オークションの導入は免許人に十分な説明が必要であり、その必要性・合理性をオークション導入の目的・効果に照らして検証し、国民に示していくべきとされたことと理解しています。	(株)TBSラジオ&放送ネットワークズ、テレビ東京、(株)TBSテレビ、日本テレビ放送網(株)、中部日本放送(株)、(社)民間放送連盟			
オークションのように実施の都度金額が変動する仕組みは、電波利用料制度になじまないと考えられ、次期電波利用料の見直しを検討した結果である本基本方針に盛り込むことは適切ではない。	オークション制度と電波利用料制度とは密接に関係するものであり、次期電波利用料の見直しに関する基本方針にオークション制度に関する記述を盛り込むことに問題があるとは考えません。	イーモバイル(株)			

(3)その他	次期電波利用料の見直しに関する基本方針の具体的な展開について、意見を述べる機会があると思うが、その具体的なスケジュールを明らかにすべき。	今後、可能な限り早い時期に情報提供させていただきます。	(社)電子情報技術産業協会
	広域専用電波の利用料については、年額を一括して納付することになっているが、月単位の納付も可能とすべき。	今回の意見募集の対象外と考えますが、電波利用料の運用に関するご意見として承ります。	UQコミュニケーションズ(株)
	料額算定の具体化方針の作成にあたっては、パブコメを募集すべき。	今後の料額の具体的な検討の進め方に対するご意見として参考にさせていただきます。	イーモバイル(株)
	国民全体の貴重な資産である電波の利用権を優先的に与えられる事業者に対しては、電波利用事業も含め当該事業者全体の社会的責任履行を義務付けるべきである。例えばTV事業者において、「報道の自由」という大義名分の下で「国民の知る権利を守る」という大目的をないがしろにし、報道・娯楽・教養すべてにおいてのTV局も金太郎飴的画一的偏向番組が極大化されており、その対極的番組の極小化によりはなはだしくバランスが欠けている構成となっている。 特に報道においては様々な見方、解釈があるが、事象の報道に徹しておらず、バイアスのかったような電音誘導コメントが多用されている。自主規制でことたりしてはならず、無作為抽出で選ばれた国民代表による不当不偏番組監視委員会などでの諮問制度が必要である。又携帯電話事業者においては、 イ)迷惑メール防止対策がメール事業収入とバッティングするがゆえに歯止め(通信料は全て発信者負担とすると違反者への罰則)がかからない。有効対策を放置している事業者へは免許を再交付しないこと。 ロ)携帯電話での利益を結果的には他の事業者への投資に回している事業者の企業としてのコンプライアンスの実感について、総務省が厳しく調査、指導すべき。その結果企業モラルが低い場合は免許を再交付すべきでない。	今回の意見募集の対象外と考えますが、今後の情報通信行政の検討に向けてのご意見として承ります。	日出ハイテック(株)
地上デジタル放送への移行は国策であり、放送事業者ではなく国民が受益者である。地デジの費用負担割合を放送事業者のみに結びつけて議論することは不適切。	地上デジタル放送への移行対策は、無線局全体の受益となることから、電波利用料財源で実施しているものです。	中京テレビ放送(株)	